

遊技機の認定又は検定に必要な試験の実施に関する事務

(警察庁生活安全局保安課)

1. 制度の概要

都道府県公安委員会は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の認定又は同条第4項の検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を、当該事務を適正かつ確実に実施することができることと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者に行わせることができることとされている。

2. 指定、登録等の基準

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

(遊技機の規制及び認定等)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、第2項の認定又は前項の検定に必要な試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を、一般社団法人又は一般財団法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができることと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に行わせることができる。

6～11 (略)

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)

(指定)

第17条の2 法第20条第5項の規定による指定は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当すると認められる者について行うものとする。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その役員及び一般社団法人にあつては社員の構成が試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 二 試験員の数が試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な数以上であること。
- 三 試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な種類及び数の試験設備が確保されていること。

四 試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有するものであること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人 保安電子通信技術 協会	昭和 60 年 2 月	東京都墨田区太平 4 丁目 1 番 3 号 (03-6381-3100)	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 16 条に基づく申請があり、同規則第 17 条の 2 (平成 16 年 1 月の同規則改正により追加)の各号と同等の基準により審査したところ、試験事務を適正かつ確実に実施することができる法人と認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
<p>1 ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの：32,300 円</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの：8,100 円</p> <p>(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの：25,300 円</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの：8,100 円</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの：5,700 円</p> <p>2 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：62,300 円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：15,300 円</p> <p>3 アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：31,300 円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：10,800 円</p>	<p>人件費、物件費その他の経費から算出</p>

<p>4 じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：31,300 円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：10,800 円</p> <p>5 1 から 4 までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：25,300 円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：3,300 円</p> <p>6 ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの：1,524,200 円</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの：290,200 円</p> <p>(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの：1,135,200 円</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの：290,200 円</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの：168,200 円</p> <p>7 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：1,810,200 円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：393,200 円</p> <p>8 アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：1,187,200 円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：343,200 円</p> <p>9 じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：1,186,200 円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：342,200 円</p>	
---	--

6 . 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成 21 年度)
改善すべき事項は特になし。

7 . 政策評価
平成 23 年度末までに実施予定